

秋田県条例第三十三号

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 法第二十三条第一項又は第三項の規定による建築士事務所の登録の申請

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

一件につき 二万三千円